

第2号様式

総合的なうそ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進について（概要）

（令和6年12月26日 鹿組対第2442号ほか）

本通達は、全国及び県内のうそ電話詐欺等の被害が高水準を維持し、極めて深刻な情勢にあることを踏まえ、総合的なうそ電話詐欺対策に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 警察本部及び警察署における部門横断的な体制の構築
- 犯行グループに対する多角的な取締り要領
- 被害防止対策の推進

等である。